

平成30年3月14日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

| | |
|---|---|
| 出席議員 (10名) | 1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦 |
| 欠席議員 (0名) | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋 |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵 |

議事日程 平成30年3月14日 午前10時分開会（開議）

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明
 （議案第19号～議案第21号）
 （諮問第1号）

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

| 順位 | 議員名 | 質問事項 |
|----|-----------------|--|
| 8 | 9番 原田 希 (続き) | 1. 町政施行30周年について 2. 交通安全対策について 3. 働く環境の整備について 4. 子育て支援について |
| 9 | 5番 漆原悦子 | 1. のらんかい通学福祉バスについて 2. 高齢者福祉について 3. 学校教育について 4. ふるさと納税について 5. 子育て支援について |

日程第3 議案審議

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 上峰町税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 上峰町企業立地の促進等による地域における産業集積の形
 成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準
 則を定める条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 上峰町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課
 税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第13号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第14号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第15号 平成30年度上峰町土地取得特別会計予算

日程第12 議案第16号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計予算

- 日程第13 議案第19号 上峰町監査委員の選任について
日程第14 議案第20号 上峰町教育長の選任について
日程第15 議案第21号 上峰町教育委員会委員の選任について
日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第17 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前10時 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日の議事日程は一般質問でしたが、追加議案がありますので、日程変更をしています。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。追加提案を申し上げます。

まず、議案第19号 上峰町監査委員の選任について。

議案第19号

上峰町監査委員の選任について

下記の者を上峰町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地96

氏 名 中尾 正秀

生年月日 昭和25年5月10日

平成30年3月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、議案第20号 上峰町教育長の選任についてです。

議案第20号

上峰町教育長の選任について

下記の者を上峰町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1903番地148

氏 名 野口 敏雄

生年月日 昭和32年5月18日

平成30年3月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、議案第21号 上峰町教育委員会委員の選任についてでございます。

議案第21号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2495番地69

氏 名 平川 未代

生年月日 昭和30年1月16日

平成30年3月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

引き続きまして、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1398番地1

氏 名 東内 孝一

生年月日 昭和23年10月14日

平成30年3月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、3議案と諮問1つでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より3議案と1諮問が一括上程されました。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に進みます。

日程第2 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、9番原田希議員、お願いいたします。

質問事項3、働く環境の整備について。質問要旨、特に庁舎1階の各課を見ると、手狭に感じるが、改善の考えはについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、原田議員からの質問事項3、働く環境の整備についての質問要旨1、特に庁舎1階の各課を見ると、手狭に感じるが、改善の考えはにつきまして答弁申し上げます。

この庁舎の建設事業につきましては、平成元年に完成し、業務に入っております。当時、1階の業務フロアの計画面積につきましては、5つの課で53人の職員を対象に計画されていたようです。実際につきましては、34人の職員で業務開始をされていたということです。

今現在、臨時職員を含めまして、5つの課で約52人の業務をしております。職員数から見ますと、当初の計画職員数とそれほど変わりはないかと思うんですけども、机の配置から見ますと、業務状況の変化等により、1列半がパソコン等の機器の配置に食われているような状況でございます。

そういうことで、1階だけの改善は難しいものがあると思います。2階を含めたところでの配置を見直すものか、この庁舎も30年を迎えるものとして、庁舎の改善策が必要な時期に来ているかと思っております。

以上です。

○9番（原田 希君）

人数的には想定された対象の範囲内ということですが、パソコン等の機器が結構占めているということでございました。2階を含めて1階だけの改善はなかなか難しいということですが、そのあたりのパソコンとか書類、その書類の棚とか、その辺をもう少し考えれば、

少しのスペースは確保できるんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、パソコン等については、いろんな方に話を聞くと、何というんですかね、システムの都合上、やっぱり専門にこれを置いとかにゃいけないみたいな、そういうところもあるような話も聞きますが、施政方針の中でも、情報化、これはマイナンバーの部分についての記述だと思うんですが、情報化によって行政事務の効率化を推進し、住民サービスの質や利便性の向上に取り組んでいきますということなので、できれば情報化に当たっても、よりスリムな情報化に努めていただきたいというふうに思っておりますが、そのあたり答弁をお願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

今、原田議員言われるとおり、私も感じております。特に1階につきましては、今の現状を見ますと、手狭になって身動きもできない課もあるようでございます。そういう中で、住民サイドから見ましても、何かわかりづらいような配置に見えるかと思っております。

当初の、先ほど言いました計画の中では、1人当たりの面積が約5平米ぐらいの空間の中で業務をするといったような計画の図面が当初、できておるようでございます。しかしながら、先ほど言いましたとおり、機器がふえるということで今のような状況になっておりますので、今後は機器の空間的な対応を生かしながら、機器の位置の変更とか、ロッカーといいますか、書棚等の位置の変更とか、そういう形でされるものについては、なるべく空間を持つような体制をつくっていきたいと思っておりますけれども、ただ、今の状況、1階だけを見ますと、なかなかやっぱり難しいものがあるかと思えます。

職員等からの一応要望も結構1階については要望等が参っておりますので、そこら辺をコンサルタントといいますか、そういうふうな方に依頼して、要するに1階、2階をあわせながら、配置転換とかそういうふうな機器等を同じような形での対応を何かできないものかとは思っているところでございます。

ただ、住民の皆様から見ますと、なるべく住民サイドで対応できる課については、1階フロアに集中したほうがいいかとも思いますので、余りにも2階との併合だけじゃなしに、やっぱり住民サイドの視点から見て、どういう課が1階に対応できたが一番いいのか、そこら辺はやっぱり重点的になってくるかと思えますので、そこら辺もあわせながら、1階の状況のある程度見ながら、もし今の面積的には難しいという形になると、庁舎についても将来的にも増築というような観点からの改善策も1階については必要ではないかと思っております。

○9番（原田 希君）

現在、1階にある各課につきましては、やっぱり課長言われるように、住民の皆さんとのかわりが多い課が主に配置されていると思えますので、そこを2階に上げるというのは、私もちょっとどうかなというふうに思いますので、何といいますかね、大幅な場所をあっちにこっちにとか、きょうの話はそういうことではなくて、できる限りスペースを確保してい

ただきたいと。それによって、職員の皆さんの事務の効率化、加えてとといいますか、そこがさらに住民サービスの質の向上、利便性の向上につながってくるものだというふうに思いましたので、質問をさせていただいたところでございます。

また、情報化を進めることで、例えば、紙の部分も減らしていくこともできようかというふうに思っておりますので、そういったところで、町長のお考えをぜひお聞かせいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

御質疑の御趣旨をよく理解をいたしました。利便性を高めて、さらに事務スペースの確保もできる状況をつくるためには、先ほど総務課長申しましたように、なかなか働いている人が自分の業務に没頭する中で、俯瞰してどのように配置すべきかということを考える時間もないということであれば、やはりしっかり外部の目を入れることも必要じゃないかと思しますので、総務課長と早急に話し合いをしながら、そういう省スペースについての御意見を賜れる有識の方についてのコンサルをお願いしたいなというふうに、今やりとりを聞いていて感じたものでございます。

これは結構長い時間ですね、実は言われてきたことでもありますし、緒についていないというところがございますので、しっかりとこの点は場を設けて協議をしていくことをお約束を申し上げます。

○9番（原田 希君）

ぜひよろしく願いをして、この項を終わらせていただきます。

次をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

次へ進みます。

質問事項4、子育て支援について、質問要旨1、子どもの医療費助成の町内の状況はについて、執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。原田議員の御質問でございます。

質問事項の4、子育て支援についてで、要旨の1でございます。子どもの医療費助成の町内の状況はという御質疑でございます。

答弁をさせていただきます。

現在、子どもの医療の助成につきましては、町内の状況ではございますが、まず、助成制度につきましては、平成28年4月1日から、償還払いによる助成対象者を18歳までに拡大をしたところでございます。平成29年4月1日から、それまで未就学児のみだった現物給付につきまして、18歳まで拡大をさせていただいているところでございます。

昨年、平成28年度における就学後の助成件数につきまして、件数、金額を御報告をまずい

たします。

件数につきましては、9,553件で、14,031,532円となっております。月平均にしまして、約800件で、1,170千円というふうになっております。

その後、現物給付化を実施しました平成29年度につきましては、まだ年度末まではいっておりませんが、2月末時点でございます。2月末時点で件数が1万896件で、金額といたしまして、17,996,403円と、既に昨年度を上回っているという状況にあります。月平均にしましたら990件で、1,636千円という金額で推移をしているところでございます。

現在、月平均件数は約1.2倍で、助成額につきましては1.4倍というふうになっておるところでございます。現物給付化になったことにより、医療機関への受診をしやすくなった、あるいは償還払いと違まして申請の漏れがなくなったことが考えられるところでございます。

これらの年齢拡大の現物給付助成に対する財源といたしましては、御存じのとおり、特定防衛施設周辺整備交付金あるいはふるさと納税寄附金等の活用により実施を行っているところでございます。

また、県の事業であります未就学時における医療費助成につきましてはでございますが、平成28年度の助成件数及び助成金額につきましては、1万2,806件で、金額が21,070,369円でございます。月平均といたしましては、1,100件程度、それから、金額につきましては、1,756千円程度ということになっております。

平成29年度2月末現在でございますが、1万1,521件で、18,043,644円ということで、未就学児に関しましては、大体件数、医療費ともに平均を保ち、大きな変化はない状況でございます。

財源の内訳といたしましては、これは県の事業でございますので、県費の補助が2分の1、それから、一般財源として2分の1の事業として事業を進めているところでございます。

今後につきましても、医療費の額の推移に注視をしまして、財源の安定的な確保にまずは努めていきたいというふうに考えているところでございます。

原田議員の質問の中に、ひとり親家庭についての医療費のこともちょっとお伺いがあったかと思えます。ひとり親家庭の医療費助成でございますが、29年度を調べております。現在、母子、父子とございますが、母子については、母については人数としましては123人、父子の父につきましては6人、合計の金額といたしましては、入、通院合計いたしまして、2,419,523円というふうになっております。

ひとり親家庭医療費助成の制度、これは県の制度でございますが、こちらのほうは、子供につきましては、子どもの医療費助成を優先して当然使っております。ただ、ひとり親家庭医療費助成につきましては、親も医療費の控除対象というふうになっておりますので、その親の医療費の助成につきましては、現在、もう償還払いの方式で役場に申請をさせていただいて、そして、申請があった分に対して助成をしていくという方法をとっておりますので、現

在的には、申請があった分に関して助成をやっているというのが現状でございます。

私からの答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○9番（原田 希君）

今、御答弁いただいた部分で、子どもの医療費助成については、28年度4月1日から18歳までに拡充をいただき、これだけでも大変ありがたいなと思うところがございますが、29年度4月1日から18歳まで現物給付ということで、先ほど課長も言われたとおり、件数、金額についても、1.2倍、1.4倍ということで、非常に何といいますか、保護者の負担が減り、また、受診がしやすくなったということは大変ありがたいなと思っております。また、佐賀県内でも、18歳まで助成をいただき、また、現物給付ということで、医療費助成の面では、上峰町、先を走っているんじゃないかなと思うところがございます。

後段のひとり親家庭医療費助成については、子供については、子どもの医療費助成を優先ということでしたが、子供については、ちょっとホームページで見ると、これは子供か親かというのを書いていないんですが、医療機関に行って領収書を受け取って、その後、ひとり親家庭の分で申請をしてくださいというふうに書いてありますが、子供については、普通の一般的な子どもの医療費助成と同じに現物給付という理解でよろしいのでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。

ひとり親家庭の児童に対する医療費の助成は、子どもの医療だけで全部賄っているかということでございますが、議員が恐らく気になされているところだと思えるところが、子どもの医療費助成につきましては、一月500円、親に対しても500円の一部負担で済むということになっております。しかしながら、子どもの医療費助成につきましては、御存じのとおり、1医療機関当たり1人500円を2回まで払っていただくようになります。入院の場合は1,000円払っていただくようになります。ということは、その差額がどうしても、ひとり親家庭のについては500円で済むんですけど、差額が発生いたしますので、その差額が発生した分に関しては、償還払いという方法をとって助成をするという方法になっております。

だから、かなり複雑化しております、そのところが。そして、親に対しましては、全面的に現物給付はございませんので、親に対しましては、500円の医療機関への支払いで済ませましたら、残りの金額については償還払いということになっておりますので、一応そういう県のこれは制度でございますので、なかなか今、完全な現物給付化ということになっていませんので、そのところは今後の課題かというふうに思います。

以上でございます。

○9番（原田 希君）

今言われたように、差額分については償還払い、また、親についても全額償還払いということで、本来——本来といいますか、ひとり親家庭については、ひとり親家庭の医療費助成

ということで県の事業で、これはいわゆる500円の支払いが通常2回通院に対し、通常2回なのに1回で済む。そして、保護者にも給付されるという部分について、医療費の助成についてはひとり親に対する優遇措置なわけですね。ということをも踏まえて、ひとり親家庭については優遇をされるべきだという考え方で、こういう医療費の制度をつくられていると思うんですが、実際、現物給付という部分に対しては、通常の子どもの医療費助成については18歳まで現物給付となっていますが、ひとり親になると、差額は親は償還ということで、実は、何というんですかね、ひとり親家庭優遇を本来ならば、まずこちらから受けるべきなのに、いまだに一部と全部が償還払いというふうになっていると。要は手間がかかるということですよ、医療費を申請するのに。これが、なぜ解消されないのかなというふうに思うんですが、そこは、なかなか難しいかもわかりませんが、なぜ償還払いのままなのかという点について答弁をお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

議員がおっしゃるとおりでございます。私たちも担当課長会なり担当者会等でも、このひとり親、要するに、議員おっしゃっていただきましたように、上峰町としましては、子育て支援の一環として子どもの医療費の拡大とか年齢の拡大にもずっと取り組んできております。その中で、やはりひとり親家庭という、要するに弱者に対する助成制度ということで、本来はそのところでもっと推し進めていかなくはないんじゃないかということで、県の要望のやりとりはやっているところでございます。

当然、医療機関、特に東部地区は、医療機関としまして、要するに県外医療機関、福岡県の久留米市あたりとかへの受診等も多うございます。そういったところの、これは県の考え方なんですけど、なかなか医師会との調整、または保険証ですね、診療報酬支払基金ないしは国保連合会等々との調整がかなり現物給付になると必要ということで、その調整は努力をしていきたいというふうなことは聞いております。

私どもとしまして、当然どちらを優先するかという、ひとり親家庭のほうの助成が実際助成額としては1回につき500円という形で多うございますので、本来、こちらのほうを優先させたいという考えは当然にして持っておりますので、今後、県のほうにもまた今後の担当者会とか、また、ほかの自治体からも要望は実際いっぱい上がっております、現物給付になぜできないのかという要望は実際上がっているので、そういった声も反映させながら、県のほうへ要望を強めていきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○9番（原田 希君）

ぜひ、さらに強く要望をお願いしたいと思います。

やっぱり本来優遇されなければならないという、ひとり親家庭の医療費助成を受けられている方々、また、もう一個加えて言えば、重度心身障害医療費等もありますので、やっぱりここは、実は多分、職員さんからしても、これは現物になれば事務量もがたっと減ると思

ますし、一番はやっぱり保護者の負担が減るところですので、町単独でやればできないこともないのかなと思うんですが、これはやっぱり県で、何というんですかね、佐賀県全体で進めていただくような話なのかなというふうに思っているところでございます。

町長としてここをどう思うかと、子どもの医療費助成の現物給付化をどう思うかということで、ちょっとお尋ねをしたいんですが、よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

御質疑をいただきました。できるだけやはり子供さんをお持ちの保護者の方々を初めとする利用者の利便性が高まることを求めていきたいというふうに思っておりますし、そのような要請を県内の20市町そろって求めていくことで一致をしておりますが、医師会との協議のさまざまな御立場等、また、事務的などところで問題がある医療費ように聞いておりますけれども、私の意見としては、やはり利便性を高めて医療費がスムーズに助成される環境をつくってきたいというふうに考えてございます。

○9番（原田 希君）

上峰町は、皆さん御案内のとおり若い町でございます。子育て世代もたくさんいらっしゃいます。そういう意味で——そういう意味でとか、子育て世代もたくさんいらっしゃいますし、子育てにも力を入れていただいていると私も思っておりますので、ぜひそういう町の首長さんがそういった首長会などで、やっぱりここは変えるべきだと言っていただくと、またさらにその重みといいますか、余計に県のほうにも伝わっていくのかなというふうに思いますので、ここはぜひ、担当課長さんも今、県に要望はされているということですので、加えて町長のほうからもぜひお願いをしたいとお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、学校給食運営の現在の状況はについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんおはようございます。9番原田議員の質問事項4、子育て支援についての要旨2、学校給食運営の現在の状況はという御質問についてお答えをいたします。

平成28年4月より、自校式による学校給食を再開させていただきました。学校給食の運営につきましては、平成29年4月1日付で、上峰町学校給食管理運営規則を施行いたしました。規則により管理運営について現在の状況を御案内いたします。

規則第3条により、学校給食の運営は教育委員会が統括をいたします。同条2項により、小、中学校における学校給食は教育委員会の指導及び助言により小、中学校の校長が管理及び運営をします。同条3項により、小学校の校長は職員を指揮監督し、小学校給食室における学校給食に関する事務を適正に処理します。第4条で、保護者との連携。第5条で、学校

給食運営委員会、第6条で学校給食献立委員会、第7条以下、学校給食用物資の購入、物資の検収、衛生管理、学校給食費、給食の実施について規定をしております。

自校式給食を開始した当初は、調理業務の確立、異物混入対策、規則の整備と並行しながら進み、不安定な状況にありましたが、平成29年度においては、管理及び運営について意識の醸成を図ったところでございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

今御説明をいただいて、その管理運営の規則については教育委員会が統括ということで、これは教育委員会が、何というんですかね、事務局じゃないですけど、小、中学校と連携して全体を見ていきますよという理解でよろしいのでしょうか。

何でかというところ——そこをお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問いただきました教育委員会と小、中学校の関係です。

先ほどの繰り返しになりますが、同条2項により——同条というのが第3条ですね——第3条2項により、教育委員会が指導及び助言をして、小、中学校の校長が管理及び運営をするというふうに規定をいたしました。

○町長（武廣勇平君）

御質問の御趣旨は、指導助言をするという立場が、やはり責任を全体として持つかという点だと思います。責任を持つかという点で申し上げますと、教育委員会がやはり指導助言をする以上、管理運営をする学校長、学校の全体の責任を負う者ということでございますので、決して管理運営を押しつける、または給食費等々で異物混入もありましたし、さまざまな問題に対して責任を負わないということではございませんので、その点は、文書にとらわれ過ぎてその責任を放棄しているように聞こえたのであれば、そのような趣旨ではないということと御理解いただければと思います。

○9番（原田 希君）

やっぱり給食の運営に関しましては、町、特に教育委員会、小、中学校、保護者みんながやっぱり連携して子供たちのことを考えてというふうにやっていかないと、なかなかうまくいかないのかなという気がします。これまでも、いろんな説明不足とか協議不足とか、何かそういう今言われたような問題が起きたときに、誰にどう聞いても確実な回答が返ってこないとか、たまには教育委員会から誰も来ていないので、どこに言ったらいいかわからないみたいな会議も実際ありました。

今後お願いしたいのは、教育委員会が全体を見て責任を負うから、何でもかんでも教育委員会にクレームをつけるということではなくて、そういう立場だからこそ、学校なり保護者に何かあった場合、いい取り組みにしても悪い事例が起きたにしても、しっかりと説明をし

て、解決策を示し、じゃ、この部分はお手伝いくださいねというような、きちんとしたやっぱりそういう協議の場を持っていただいて、学校の先生方にしろ保護者の代表の方にしろ、きちっと理解を得られるような運営、進め方をぜひやっていただきたいというのを、ここでは強くお願いしたいというふうに思っていますので、その点についての答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先ほどは私、答弁が簡素で大変失礼しました。町長より補足していただいたとおりでございます。

今後、本当に私も給食、食べることが大好きで、現場のほうに行ったりとか、それから、PTAの献立の方とか役員さんと、いつもおいしい給食を目指してということでお話をさせていただいています。

今後、学校給食については、連携をしっかりとりながら進めさせていただきたいというふうに考えております。今後もよろしくお願いいたします。

○9番（原田 希君）

ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

いろんな会議の中で、結構保護者の皆さん、厳しい意見も言われると思いますが、要は子供たちに安心・安全な、安全・安心なおいしい給食を食べてもらいたいというところからのいろんなお願いや、今どうなっているんだというような趣旨の内容ですので、先日もお祝い給食の打ち合わせに教育委員会から誰も来られなくて、どこにどう言ったらいいかわからないし、一体この会議は誰も決定権を持たない、する必要があったのかみたいな話にまでなるようなこともありましたので、ぜひそういったところにも気を配っていただきながら、何かあったときに、やっぱりそういう状況だと、余計想像が膨らみながら変な話になっていくわけなんですよね。実際は小さな原因で、ちょっとした問題が起こっただけなのに、きちんとした対応をしていただけない、説明がない、今後のどうやっていくかがわからないという状況が続けば、どんどんどんどん不安が大きくなるわさが広がって行って、そして、さらにはよく言われますように、子供たちが給食に対して覗きながらみたいな話にもなってきます。

小さな虫とかはやっぱり入ると思うんですけど、例えば、何も知らない保護者が、ちょっと給食がこげたりとかしたときに、きょう何かこんなにおいの御飯が出たよとか言われれば、何だそれみたいになっていきますので、そこは、やっぱり普段からそういうきちんとしたお互いの、何というんですかね、先ほども言われました、連携の部分がしっかりしておけば、変な話にもなっていないというふうに思っていますので、ぜひそこはしっかりとお願いをしたいというお願いでございますので、再度決意といいますか、お願いをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。本当に皆さんですね、給食に取り組む、積極的に意見をいただい

ているところでの議論が、つい、何かクレームというふうな受けとめ方をした時期もありました。大変そこは反省をしております。

また、会議についても、一つ一つ現場の会議についても協議をしながら、どういうふうに進めていくということも情報共有をして、みんなでやっていきたいというふうに考えてます。

それから、先ほど御案内いただきましたお祝い給食、中学3年生の卒業に係る部分のお祝い給食の件だと存じ上げます。そのときも、若干体調不良で栄養士が1人しか、嘱託の栄養士しか来なかったというふうに思います。そこでうまく情報共有等もできずに会議が進まなかったというふうにも聞いております。大変その点も申しわけなかったと思います。

きちっとした会議を事前に開いて、その方向で進めていけば、もっといいものが作り上げられると思っておりますので、今後とも頑張っていきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○9番（原田 希君）

そういった会議も、保護者の方は仕事を休んで来られていますので、体調不良というのはしょうがないんですけど、その場合は、例えば、局長なり、局長のかわりにある程度の決定ができるような、発言をしていただけるような方にかわりに来ていただくということも普通に考えたらできますので、そういった対応もぜひお願いしたいと。皆さん仕事を休んで来られますから、その日あけてですね。そういうもう少し丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

その辺の行事食などの細かいことについては、また学校でのそういった会議の中でいろいろと御意見が出ると思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

ここについては、これで終わりたいと思います。あと進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、過去数年分の学校給食費（保護者負担分）の決算はまだかについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項4、子育て支援についての要旨3、過去数年分の学校給食費（保護者負担分）の決算はまだかという御質問についてお答えいたします。

平成30年3月の小、中学校合同学校給食運営委員会で報告するように準備を進めています。以上です。

○9番（原田 希君）

そのあたりは、本来ならここでやりとりするような話でもないのかなと思っていましたが、ここに持ってくるまでのいろんなやりとりが、ちょっと言ったら教育委員会の対応がちょっと誠実さに欠けるんじゃないかと、余りにもひどいという部分がありましたので、去年、

1年ぐらい前ですかね、取り上げてやりとりをさせていただきました。

その折に、この分については、過去のきちっと出されていない分については、町で、教育委員会のほうでしっかりとやりますと言われてから1年が経過したところで、特に何もなかったもので、どうなったかということで出させていただきます。3月末に予定をされていると思いますので、この件に関しても、やっぱりきちっと誠実にしっかりと説明をいただいて納得をいただくような対応をお願いしたいというふうに思います。

この分については、準備をして出していただけるということですので、これについては、もうこれで終わります。

しっかりとした説明をしていただけるというお約束をもう一度していただいて、終わらせていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

この件に関しましては、大変皆様に御心配、御迷惑をおかけしておると思います。3月の報告をしっかりと作り上げて御案内したいというふうに思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

以上で9番原田希議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

通告順のとおり、5番漆原悦子議員、よろしく願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんおはようございます。5番漆原悦子です。

議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

1件目は、のらんかい通学福祉バスについてです。

現在、のらんかいバスは、平成12年から運行していますので、ことしで19年目を迎えます。故障や修理も多いので、一日も早い運行を私自身も希望をしておりますので、要旨1として、中型バス・予約型乗り合いタクシー等運行予定はということで現状をお聞かせください。

要旨2、免許証自主返納者の現状と対応は。この件は、身体低下や家族から諭されるなどして免許証を返納された方々の足、いわゆる交通手段としての考えなどをお聞きしたいと思っております。

2件目は、高齢者福祉についてです。

広域事業から町事業となり、完全移行実施年度となっていますので、介護予防・日常生活支援総合事業の現状及び平成30年度の取り組みはどうなっているのか、お聞かせください。

3件目は学校教育についてです。

要旨1として、昨年7月より小、中学校の給食費が無料化となりましたので、学校給食の現状及び校区外通学者への対応はどうなっているのか、お答えください。

要旨2、教育長については、今回、選任議案が開会日まで提出されておられませんでしたので、お尋ねをと思っておりましたが、本日、追加議案として上程されましたので、この分は取り下げといたします。

4件目のふるさと納税については、平成29年度から窓口が一般社団法人起立工商協会に変更になっております。流れ、チェック、返礼品の状況はということで、変更前と比較してどうなっているのか、教えてください。

5件目の子育て支援については、4月に新1年生が入学してきますので、要旨1として、放課後児童健全育成事業、上峰児童クラブの現状はということで、申し込み者数、対応等についてもお願いします。

要旨2、子ども食堂については、平成28年7月から町内でも運営されています。昨年からは、町補助金も出ていますので、町の考え方も含めてお尋ねをしたいと思っております。

以上、5件ですが、今回は同僚議員と重なっているところが多くありますけど、答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、のらんかい通学福祉バスについて、質問要旨1、中型バス・予約型乗り合いタクシー等運行予定はについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。漆原議員の質問事項1、のらんかい通学福祉バスについて、要旨1、中型バス・予約型乗り合いタクシー等運行予定はに関して答弁をいたします。

先日、通学用バス車両2台の仮契約議案に関し、議決をいただき、正式発注ができる状況となりました。また、予約型乗り合いタクシー用車両2台及び施設間巡回及び通学兼用の中型バスの発注につきましては、翌年度の繰り越しに際し議決をいただきましたので、業者選定等のための準備、仕様書の作成及び設計額の積算の積み上げを今行っているところでございます。近々のうちに調達準備を整えたいというふうに考えております。

また、予約型乗り合いタクシーの予約システム、バス停などの製作発注も並行して行う必要があるため、その準備を行っているところでもあります。中型バスは施設間巡回ルートになりますが、そのかわりに予約型乗り合いタクシーが町内を運行することとなり、指定施設をなるべく多く指定することで相互に補完できるものと考えております。

また、指定予定施設との折衝を行い、順次許諾をいただいております、おおむね終盤を迎えているところでもございます。今後、運賃の決定、通学バス事業、施設間巡回バス事業、予約型乗り合いタクシー事業の実施事業者の選定、オペレーション機能の整理、研修、警察との協議、国交省への路線認可、登録の仕方、乗り方などの説明会や運行要領の住民への周知など順次進めていく必要がございます。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

内容は大体わかりました。ですが、この中型バスと予約型の乗り合いタクシーですね、この分は去年の6月議会で可決されておりますよね。もうそろそろ1年たちますよね。最初、うまくいけば10月から、でき得れば新年度からというお話もありました。やはり皆さん、物すごく期待してあるんで、できるだけ一日も早くというのが本音じゃないかなとは思いますが、余りにも時間が、大体この協議をされてから、この協議会を立ち上げられてからももう2年ですよね。昨年までが委員さんの任期じゃなかったのかなと、私ちょっと前いただいたときの資料で思っておりますし、その後どうなっているのかなというのもちょっと気にはなっております。ところが、今回の予算委員会の中で、今後の運営にはこの地域活性化協議会、地域公共交通の活性化協議会のほうが窓口になって全てを管理運営みたいな格好でお話をされていまして、委員さんの変更もあったのかもしれないし、そのまま続行されているかもしれないし、その辺はですね、ちょっとわかりませんが、そういう中で何回となく協議をされていると思うんですが、この委員会というのは定期的にやられているものなのか、必要に応じたときに実施されているのか、そして、私が思ったのは、6月にしてそれだけ10月と言っていたり、新年度からと言っているのが、また同僚議員の話では、今度は31年度、来年というふうな話になって、どんどんずれてきていますよね、運行がですね。来年の年明けですね、というふうな話も今議会で出てきていますので、そういうふうにして余りにも、皆さんの期待に応じたいのはやまやまです。現在ののらんかいバスも、すごく故障が多いのは御存じだと思っているので、何でそんなにそこまで、聞いていた分よりずっと延びている理由がなぜなのかなというのがどうしてもなかなか住民さんに伝えることができないんですよ、聞かれてですね。もう少しわかりやすく言ってくださったほうが、住民の方わかるのかなと思うので、もう一回いいですか。一番の原因というんですかね。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

なぜ当初の予定よりも大分おくられているということに関しましては、私どものほうでも十分認識をしているところでございます。

先日、向井議員のほうからの一般質問の中でもございましたけれども、一応の目途といたしまして、活性化協議会のほうで先般、会議のほうをさせていただきまして、その際には11月供用開始ぐらいの形、その中でお話をしておったんですけれども、そこでもそのお話しした内容よりもまたちょっとおくれそうな感じがしたものですから、年明けぐらいになるのではないかなというふうなことでお話を差し上げておりましたけれども、私がここでお話ししていた中でも、全てがうまくいった場合にはというような条件つきでお話を全てさせていただいたかというふうに思っております。一番おくられている要因としては、まずは物品とかシステムを調達する上において、内容に関してかなり精査をしなきゃいけないということが一つ

あります。あと当然、バスに関しても、車両の調達に関しても、国交省の基準を、営業用でするので、満たす必要があるわけなんですね。あとは車両の調達に関して、私どもも、今回大型2台に関して落札をいたしたところではあるんですけども、そこに関して、それを製作するためのまず作業レーンを調達してもらい、確保してもらわなきゃいけないというところもありますし、以前にもちょっとお伝えしておりましたように、東京オリンピックの関係とかで需要がかなり多く出てきているということも背景もあるようです。ですので、私どもとしてはなるべく急いでいきたいというふうに思っているところであるんですけども、急ぎながらも事務的には正確を期しているところでやっております。

また、活性化協議会に関してなんですけれども、活性化協議会につきましては、おっしゃられるとおり、任期を秋ごろにお迎えになられまして、その後、新たな委員を委嘱をしているという状況でございます。活性化協議会につきましては、予算の年度というのがございまして、そちらでも予算、決算をしております、予算、決算時期におきましては、定期的に、あとは必要の都度加えたところで年に数回ほど、ちょっと回数はまだ私もうろ覚えですけども、数回開催しているところでございます。ここにおきましても、会計年度自体がちょっと国交省の補助金の事業年度に合わせたところで、10月、9月ベースという形で今、活性化協議会の予算が動いているところでございますので、そういった際には活性化協議会を折に触れて開催をしたところで協議をして、方向づけが必要なところに関しましては、そこでまた御意見を頂戴してというような形で運行している状況でございますので、御理解のほど賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

何カ月か早くなって、11月の供用開始という話が出ましたので、一日でも早い運行をお願いしたいと思います。

今、いろいろなことわかりました。確かに国交省の補助をいただきながらやってらっしゃるし、警察の許可とか、いろんなことありましょし、研修もありましょし、乗り方も要るでしょう。とにかく皆さんに、昨年の方で、11月、12月で御案内をされておりました。それから1年後というぐらいの格好になろうかと思っております。きのうの時点では町内41カ所の指定の箇所皆さんが希望するところに行けるようにするというお話もありました。この分はまだまだふえるかもしれないということですので、いろんな業者さんとかお店とかいろんなところ行きたいところ、人それぞれあるでしょうから、なるべく多くのところに行けるように、そしてまた、お店の方とかいろんな方が協力をしていただけるように手配をお願いしたいと思います。

運行に関しては、今は7便動いていますよね、たしか、現在ですね。それもでき得れば少し縮まるのかなど。だけど、前回にお話し、9月議会でおっしゃったときには、もうほとん

ど変わらずで、ただ水曜日とかがちょっと一斉下校等の関係もありまして、その便が減ったりとかするのではなかろうかというふうなお話でしたが、全体的に中型バスとデマンドがフルフル回転すれば、町民の足としてはすごくよくなるのかなとは思っております。

この分なんですけど、同僚議員からも、運賃とかいろんな話もありました。現在、9月とかに無料だったり、あっていますよね。高齢の方ですね、60歳以上ですか、あったりしていますけど、そういうのも検討してあるのか、それと料金は、今、大人が100円で、子供が50円ですよ。今度デマンドバス、予約型のタクシーになった場合は、タクシーの基本料金の半額ですから、今680円ですかね。だから、340円ですよ。そこにすごく差が出るので、定期券とか回数券とかいろんな部分で対応を考えておりますというふうなお話をしてありましたけど、子供たちに関しては影響がないようにそのままというふうなお話でいっているのか、今、予約タクシーのお金のほうばかりが、すごく皆さんの頭にあって、100円の大人料金とすごく皆さん比較されて、そんなに高いなら乗れんよと、行き切らんよとか話が出ていますので、その辺はもうやっぱり協議をしているのかどうか、教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

料金に関してのお問い合わせだったかというふうに思っております。

料金に関しては、今のところ、まだ俎上には上がっておりませんで、近々のうちに活性化協議会の中でも議論を詰めていきたいというような考えは持っておりますけれども、現状、白紙ではございますけれども、中型バスとか、いわゆる子供さんの料金に関してなんですけど、ここに関しては、恐らくは現行が軸になっていくのではないのかなというふうな予測はしております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

料金体制は余り今の子供たちとか、大型バスというか、バスに関しては今度は中型バスになりますけれども、その分に関しては余り影響がないだろうということですので、その辺はいいかなと思いますので、あとは乗り合いタクシーのほうで、いろんな頭を使って皆さんと協議して、よりよい方向に進めていただければと思います。

最後に、やはり今のバス、私もずっと利用させてもらっていますが、やはり南周り、北回りと2台運行されていますけど、北回りがやはり利用度が多く、子供たちもたくさん乗っていますので、傷んで、現在は、以前、北回りだったものを南回り、人数の少ないほうに回して、もとの南回りが今、北回りとなって運行をされています。いろんな手だてをしながらやってあって、やっぱり何回も言いますが、運営をされている方の車を出して運行したりもちょこちょこしてあります。料金は取れませんと言われるから、募金箱置いとかねと言ったりするんですけど、いや、それもできませんというような格好で、乗ってらっしゃる方も、人数が多いと、1台で対応できなかつたりしてあるときもあるようです。重ねて本当に

どうしても町民の足として大事なものですので、一日も早い運行をお願いして、この項は終わりたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

いろいろ御意見頂戴してありがとうございます。私たちも新しくリニューアルでやっていくわけですので、住民にとって不利なようなやり方は、当然、するつもりはございません。やってよかった、変わってよかったという実感できるような運行ができればというふうに思っております。そういったものを目指しながら、私たちも頑張りたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。よろしいですか。質問要旨2、免許証自主返納者の現状と対応はについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項1、のらんかい通学福祉バスについて、要旨の2、免許証自主返納者の現状と対応はに関して答弁をいたします。

運転免許証返納者数については、当方にて把握をしておりませんので、佐賀県の運転免許センターのほうに問い合わせを行いました。その結果、平成29年4月から平成30年2月、先月までなんですが、それまでの期間に上峰町内で運転免許証を返納された方は26名とのことでした。ただし、申請による運転免許の、これは取り消し通知書の発送数ということで伺っておりますので、高齢者の認知症疾患に伴う自主返納に特化した数字ではないということです。単に運転免許証を自主返納された方に対して発送する通知書の発送数ですので、さまざまな年齢の方のさまざまな理由を含むものというふうに御理解をいたしていただければ幸いです。

一方、当方で対応している対応策といたしましては、6月議会の際にも御説明を差し上げたかというふうに思いますが、一般の方は御乗車いただいた際に100円の運賃が生じるんですけども、運転免許経歴書を御提示いただいた場合は半額の50円というような措置を施しております。この制度を利用されている方が、平成29年7月から開始をしておりますので、先月、平成30年2月までの間の利用者が延べ86名というふうに確認をしております。この方が利用されているそうです。

今後も運転免許返納者に限らず、住民が地域の足として利用しやすいよう工夫をしていきたいと考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

町内の免許証の返納者というのが26名ということでお聞きしました。人数的には多くの方が免許を持ってらっしゃるので、去年の6月に免許証をお返しになった方の予算というのを

つけてくださっていましたので、利用がどのくらいあっているのかなというのがちょっと私の質問の内容でした。前回のときは、免許証自主返納者支援制度分ということで上げてくださっていましたけれども、今年度はまたそういう部分で考えてくださっているのか。

それと、去年が延べ86名が利用されたということですが、今ですね、窓口、1階の玄関のところでこのチラシを置いてあるんですよね。それで、返された方はこれを警察に、自分の免許証のあれと一緒に持って行ってくださいということで、横に置いてあるんですが、それを御存じかなと思って。逆に、返された人に渡したほうが早いのかなとかですね。実は、なぜこれを出したかと言ったら、やはり何名かの人から質問されたんですよ。どうなっているの。いや、町でもしているよという人と、いや何もないよという人といろんな方がいらっしやって、どっちねと聞かれたりするもんだから、いや、ありますよと、きちんとしてありますよと言ったら、じゃそれはどうすればいいの。役場に行って、要するに申請をして、安くなるように何か証明をもらうのとか、これを提示をすればいいのとか、やはりそんな話が出てくるんですよね。私たちもそういうのをやっていないから、じゃ福祉課に行って聞いてくださいというか、制度はありますよとは言うんだけど、どういうふうにして乗ってあるかは聞いたことなかったんですね。だから、今どのようにされているか、もしよかったら教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

実際の割引の適用のさせ方というような御趣旨かというふうにお見受けいたしましたけれども、実際、バスに乗っていただいて、運転手のほうに運転免許経歴書を提示していただければよろしゅうございます。たしか私の記憶では、一度、広報のほうにも載したとは思いますが、なかなか周知のほうがうまくいってないということであれば、そういった形でさらに浸度を深めるような形でいろいろ手を尽くしたいなというふうには思っております。

また、先ほどバス、タクシー協会の分かと思えますけれども、そちらのほうでも、昨年1月でしたかね、運転免許を返納された乗客に、協会のほうに加盟されているタクシーの運賃を1割引きにするという制度がされているかというふうには思っております。これは法人タクシーが45社と個人タクシー1組合が加入されているかと思ひまして、その県内で営業する事業者のほぼ全てのタクシー運賃が1割引きとなるような制度でございますので、その辺もあわせて皆様方の足として使うものでございますので、御周知のほうをできればというふうには思っております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

ありがとうございました。私もこれで聞かれたときにきちんと答えられると思います。私自身、バスをよく利用しますので、いろんな話を聞かれたり、答えたりすることが多いわけなんですよね。ある程度、きちんとしとかなないと、間違っただけで大変なことになります

のでということでした。

今回、こういうふうにして、いろんなバスに乗ってらっしゃる方が、今まで乗ってらっしゃらなかった方が結構いらっしゃるんです。乗ってらっしゃるんです。どうしたの、きょうはと言ったら、いや、返したんやんねとかいろんな話をされていますので、徐々にそういうふうにしてふえてくるのかなとは私自身も思っておりますから、バスの利用も少しずつ定着すれば、もっともっと使ってくださいの方がふえてくるかなと思っておりますし、町民の足としてうまく運用していただければなと思っております。

最後になりますけど、ことしの主要な施策のところ、高齢者を対象とした効果的な取り組みと書いてありましたけど、効果的な取り組みとはどういうことを考えてあるのか、これを聞いて終わりにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

効果的な取り組みということで、それはどういう意味かという御質問かというふうに思いますがけれども、効果といいましても、いろんな意味があるかと思えます。要は高齢者の方が住みよく、上峰町において、この町でその方が自分らしく住みやすくてできるというような形で取り組めるような施策全般に関して効果がというような趣旨でございますので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。質問事項2、高齢者福祉について、質問要旨、介護予防・日常生活支援総合事業の現状及び平成30年度の取り組みはについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項2、高齢者福祉について、要旨1、介護予防・日常生活支援事業の現状及び平成30年度の取り組みはに関して答弁をいたします。

いわゆる総合支援事業につきましては、平成30年度に完全移行していくことで御説明を従来からしておりました。訪問型の現行相当サービス、これは身体介護中心、訪問介護型サービスA、これは日常生活事業を中心、それと通所型現行相当サービス、通所型サービスA、これは見守りとかレクの活動になります。あと通所型サービスCという短期集中機能訓練などは実施済みでございます。

なお、要支援から総合事業に移行された方につきましては、2月末時点で29名というふうに把握をしております。

また、30年度なんです、地域包括ケアシステムの目指す姿といたしまして、住みなれた地域での生活を継続するためには、心身機能の状態や生活環境の変化に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせて提供をする仕組みを日常生活圏域単位で構築していく必要がございます。生活支援体制整備事業という事業に着手をいたしまして、生活支援コーディネーターを設置することにより、担い手の育成、発掘及び地域の多様な主体へ

の働きかけなどに着手をしたいというふうに考えております。

構築におきまして、医療や看護、リハビリテーション、介護といった専門職によるサービスの強化が必要なのは当然ではございますけれども、在宅生活の前提であります調理とか買い物とか掃除などの生活支援の確保も大きな課題であるため、例えば、ごみ出しなどの軽微な生活支援だったり、短期生活指導、医療機関への送迎付き添いやサロンとかいう事業がございまして、これにつきましては、協議体を設置し、その体制を整えるようにしたいというふうに考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

昨年と同じ時期に同じ質問をさせていただいておりました。30年度はこういうふうに行くだろうというふうなことでお聞きをしておりましたけれども、あのときは時間切れで内容の説明だけで全く内容を聞いておりませんでしたので、ちょっと確認の意味も込めて質問をさせていただいております。

今、訪問型サービスAだとか通所型サービスAとかCとか言われても、多分皆さんわからないだろうと思うんですね。介護保険を利用されている方、要支援の対象の方は、デイサービスを使ったりされている方は、ちょっと耳にしているんで、この事業が使えるのね、この事業は使えなくなったねとわかると思うんですが、こういう専門用語でいかれると、多分普通の人にはなかなかわからないんじゃないのかなと思います。現実に30年度に取り組む分にして、先ほど言われましたようなごみ出しとか買い物とか軽微なことも入ってくるのかなと。いわゆる布団干しとか、電球交換とか、本当に高齢者の身近なところまでかかわってきてくださっているのかなとは思っておりますが、どうやってこれをしたほうがいいのか、地域包括センターのほうに、うちの親がこうなんですよとか、こうなんですけど、こうですけどとかで相談に行くと、いろんな支援の中で、何というんですか、短期生活の指導とか、いろんな部分で機能訓練とかも含めながら、動けなかった人が少し動けるようにとか、フォームをつくってちゃんと段階的に計画的に御指導はいただけるものかなとは思いますが、なかなかそこまでいくまでに、ただただ、手をこまねいているのが普通の人じゃないのかなと思います。

地域包括センターでも、行きやすい人はどんどん行っているいろいろな聞かれるんですけど、役場がやっぱりどうしても入っちゃうと、皆さんが緊張すると言われるように、常日ごろ来ている人はそうでもないんですけど、どうしても行くまでにちょっと敷居が高いというんですかね、その辺があるので、もっと身近にやるためには、やはり啓蒙していくしかないのかなと、私自身思っているんです。

そして、どうしてもまだ介護を認定はしてもらったんですけど、その保険を使ってない人というのも多いのではないかと考えています、私。昨年というか、特老が介護3以上しか使え

なくなったとか、そういうふうになったとき、皆さん、ぐっと引いちゃって、もう何でも行かれん、デイサービスも使われないというふうな格好でどうしようと言われたのが本当の本音だろうと思うんです。少しずつ定着してきて、ああこの辺は行けるね、この辺はどうねとなったのが今だろうと思って私自身は見ているんですけども、やっぱり更新だけして利用してない人が結構、上峰いらっしゃると思うんですけど、そういう方が今後こういうものを利用するに当たって、家族を含めての理解が要ると思うんですけど、どのようにしてそれを進めていこうと考えてあるのかなというのと、あと一つ気になったのは、医療機関への送迎というのが今回入っていますよね。その辺で、今までは施設とかに入っている人は施設の人がちゃんと連れていくんだけど、きちんと家族が連れていかなくちゃいけないという部分もあったりして、その施設の人が連れていっても絶対タクシーを使わなくちゃだめだったんですよ、実費払いで。というふうな制約が結構あったんですけど、この病院の送迎というのが今回入っていますので、その辺はどういうふうな取り組みになるのか、そこ一番身近な問題だろうと思うので、それを教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

2点御質疑をいただいたというふうに思っています。まずは、役場等に御相談にお見えの際に敷居が高いので、そういった方たちをどうやって発見していくのかということになりますけれども、確かに御指摘の点は、待ちの姿勢だと確かにそういうふうになるというふうに思いますけれども、地域包括支援センターというところには、結構、今、ワンストップ状態で相談を受けて、直接そこである程度の回答を導き出すというようなそういう機能を持っているようなセンターではございますので、そこでの相談で解決に至っているものというのも相当数ございます。中には処遇困難で、やはり私たちも一緒に考えてというふうなものの中にはございます。在宅におられる方でなかなか発見しにくい方がおられるというのも議員御指摘のとおり、確かにございますが、なるべく医療機関にありますメディカルソーシャルワーカーがいらっしゃる、これは地域連携室というところを設置している病院が最近ふえてきておりまして、そこにソーシャルワーカーというものがございます。おられるので、そういった方たちが、例えば、病院から退院されるときに、在宅でどうしたらいいんだろうかというような相談が、最近、こういう一連の流れのシステムというのがだんだん定着しつつありまして、そういったところから拾えるというような情報の提供手段が徐々に確立しておりますので、そういった医療機関とか、そういったほかの社会資源との連携によって掘り起こしを行うというのも一つの方策かなというふうに思っております。

あと、もう一つの訪問介護について、医療機関についてのタクシーでの送迎の件なんですけれども、これは過去に、平成十何年ぐらい、済みません、うる覚えで申しわけないんですけど、デイサービスの送迎車両のほうで白タク行為なんではないかということで、国交省と厚労省とかなりバトルをされた。そこに対して送迎加算がついているのがおかしいとか、そ

ういう議論がございました。そういった議論を経た後で、訪問介護に関しましては、通院等の乗降者介助というものに関して、介護報酬が100単位つくようなシステムがございます。これは訪問介護のカテゴリーですね。ただ、それは運転するんじゃないで、訪問介護員が同乗していくんだよというような話で、その中の部分については、身体介護等については評価しない、あくまでも乗るときとおりの後の乗降者の介助で100単位つくんだというような加算の部分がございます。今回のこれにつきましては、まさに送迎する内容に関して、どのものが主体になるかというのは、これから詰めていかなきゃいけないんですけども、いろいろ考えられますけれども、例えば、福祉有償車両という形で登録をされている業者がやられるというのも一つの方策ではないだろうか。その料金に関してまた別に発生すると思うんですけどね、そういったものが一つ考え方としてはあると思いますし、あとは自家輸送の範囲で、白ナンバーの状態でのどの程度できるのかということも鋭意協議しながらという形にはなっていくかと思えますけれども、国もこういった形で今指針を出している状態でありますので、恐らく国交省との間では、ある程度のジャッジが出ているんだろうというふうに推測はしております。そういった議論を踏まえるんですね。そういった中で、法的な制約が許される中で、協議体の中でどの程度対応ができるのかということに関しては、議論を重ねながら、我が町として一番よりよき方向でやっていきたいなというふうに考えております。そういった御説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

○5番（漆原悦子君）

今の回答では、まだまだちょっと時間がかかるかなと、受けてよろしいですね。協議の中で許される範囲、法的に許される範囲で協議をしていくよということですよ。そして実行に向けられればということです。わかりました。

もう一つ、サロン事業を強化されていますよね。ところが、老人クラブの中にもきずなサロンだとかいろんな事業をされていますけど、それに入ってらっしゃらない方もいらっしゃいますけど、だから、さっき言ったように、地域の方の拾い上げですね。

それと、先ほど病院に行った人でちょっと身体不自由だったり、病気の入院後とかにソーシャルワーカーの人が、確かに病院にはそういう方がいらっしゃいます。そして介護保険は使っていますか、どうですかと、必ず高齢者のいる人には聞いてあるみたいですね。まだ利用されていませんか、何かあったら自分のところでもいいですよみたいな、どこでもやってありますので、そういうお話もしてあるようですので、連携を強化して、拾い上げをしていただければなと思っています。

今、今回ずっとやるに従って、通所とか地域の活動とか訪問型とかいろいろ出てくると思うんですけども、もちろんこれは重度化しないための予防推進ですよ。サロン事業をちょっとうちのほうで見ると、老人クラブのサロン事業は別として、介護予防の事業の中では筋力トレーニングだとかサーキット運動だとか、転倒予防とか、いろいろおたっしや館の

ほうで曜日を決めてやってらっしゃいます。だけど、それも人数がある程度決まらずとやってありますよね。そうすると、その行ってらっしゃる方を見ていると、意外と同じような人がかかわっているような気もするんですね。60歳以上が対象にはなっていますが、今後やっぱり運動機能をということで、予算委員会の中でもいろんなところで地域の運動のイオンさんとか、そういうところでも健康に連携して、健康に取り組んでいこうというお話もしてありましたので、どんどん啓蒙はできていくかなと思うんですけども、安否サービスとか、配食とか見守りとかいろいろあるじゃないですか。介護事業と日中の総合支援事業というのは一体化ですか、別物ですか、それをちょっと、一体化になってきているのか、これは日中の総合支援事業ですよ、これは介護事業ですからというのが線引きがあるのか、何かその市町村によって取り組みもいろいろあるので、その辺はうちは一体化になっているのか、別事業としてしてあるのか、その辺をちょっと教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

非常に難しいお問い合わせだというふうに思っております。なかなか制度自体が複雑なものですから、確かにぱっと見て初見で理解するというのはなかなか難しいのかなというふうには思っております。幾つか場合分けをする必要があるかと思っておりますけれども、1つは保険給付で対応できる部分、ここに関しては、いわゆる介護保険で言う保険の給付の部分、それと、こういった日常生活総合支援事業のように、もちろん介護予防です、この事業もですね。この介護予防事業のように、交付金を活用してやる事業の部分というのが大きく分けると2つあるわけなんです。その部分が一つ、予防の部分については大体ざっくり、本当雑な言い方をすると、予防の部分については交付金部分で、実際、要介護とかそういうので介護が必要な方につきましては保険でというような乱暴な分け方をするとそういうようなイメージで、大きく間違えてはいないのかなというふうには思っております。ただ、我が町の考え方としては、その手前の段階での水際というのも議員おっしゃられるとおり必要だなというふうに考えておまして、それこそ若年層からの運動の啓発というのがやっぱり必要になってくるというふうに思っております。若い世代からそういう習慣の定着化をさせた上で、いざ、自分が高齢期になったときに介護予防を、そこでも一貫した介護予防を引き続き行って、保険の給付に至らないようなというような形で重層的なシステムを今後描いていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

なかなか難しく大変なんですけど、御苦労だろうと思っておりますが、一生懸命頑張ってくださいと思いますけど。

最後、では大体内容は分わかりましたので、今現在、要支援1の人と要支援2の人、去年はちょっと記憶ないんですが、要支援1が46人で要支援2が53人と聞いたような気がする

んですが、それからふえているのか、ふえているだろうとは思いますが、元気老人さんが8割ぐらいはいらっしゃるでしょうから、そしていろんなことに取り組んであるので、そんなにはふえてないのかなと思ったりするんですが、今、何人ぐらいいらっしゃるかわかりますか。これを聞いて終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

要支援者の人数のお問い合わせの件なんですけれども、現在、把握しておりますのが、たしか本年の2月末、先月末のデータでございますけれども、要支援1が35名、それと要支援2が51名、要支援合計では86名ということでございます。

○5番（漆原悦子君）

最後にしますと言ったけれど、要支援の人たちですね、まだ軽度の人たちがふえているかなと思ったら、前回の報告より減っていました。お疲れさまです。やはり頑張ってもらってるんだなと思います。

やはり高齢者の人ですね、先ほどからずっとあってあるように、住みなれた地域で自分らしく生活するために、本当に御苦労だとは思いますが、これからもいろんな施策で頑張ってもらいたいということをお願いして終わります。（「議長よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

はい。（「大変、一般質問の途中で申しわけないんですが、トイレに行きたいので、退席のお許しをいただきたい。よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ありがとうございます。私どものほうも、いろいろな施策を打ちながら、今後、地域包括ケアシステムの構築に向けて努力していきたいと思っておりますけれども、単に保健、医療、福祉ということだけでは支え切れない状態に将来なるやもしれません。ですので、町全体でそういった機運を高めながら、そういう機運を醸成して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、また御支援方、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時40分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項3、学校教育について、質問要旨1、学校給食の現状および校区外通学者への対応はについて、執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5番漆原議員の質問事項3、学校教育についての要旨1、学校給食の現状および校区外通学者への対応はという御質問についてお答えをいたします。

給食費の無償化により地域の皆様に支えていただきました。学校栄養士の栄養管理のもと、毎月の献立委員会、毎日の調理業務と緊張感を持って実施をしています。学校教育の中、給食につきましても食育教育としてさらにしっかり取り組んでまいります。

次に、校区外通学者につきましてでございますが、現在17件の申請をいただいています。各学校とも連携をとり完全給食やミルク給食など、学校の実情に応じた給食費の額の把握に努めております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

学校給食費の無料化が昨年7月から実施されております。昨年度は32,860千円、お祝い給食とか行事食を含めてですね、予算をされてたはずですけども、今年度は42,135千円とお祝い給食分と行事食分で3,000千円、同じ金額が予算化されております。その中でお尋ねをいたします、まず先にですね。

この分の29年度の分ですけども、行事食を12回は十分に行えますということで、今年の6月、全員協議会の中でお話をさせていただいたかと思えます。その中に概要というんですかね、そういうのを文書でずっとみんなにいただいたんですけども、こういう中でお祝い給食は通常の給食の倍額までですよとかですね、いろんなことがされたと思うんですけども、1年ちょっと振り返ってですね、ずっと見てて、以前はですね、このお祝い給食とかというのは、この献立の中にですね、金額の中で調整をしてお祝い給食やっていたんですよ。それに付加されているわけじゃないですか、3,000千円が。ということは12回を単純に割ると250千円ぐらいになると思うんですよ、1回当たりね。と、生徒数で割って大体していくと250円前後になっていくんじゃないのかなと思うんですけども、今現在、小学校が250円、中学校が290円で毎日の給食をつくってあると思うんですけども、この分からいくとですね、お祝い給食であろうが、毎月の地産地消をした給食であろうが、何十円かの差ですよ、余り変わらないと。せっかくお祝いとか、入学のお祝いとか、卒業のお祝いって、今までは小学校の6年生、中学校3年になったらあのお祝い給食を食べたいと皆さん心待ちにしてその日を迎えたんですよ。その数字からいくと全然ですよ、普通と余り変わらないという状況ですよ。だから、その辺のをどう思っているかというのがまず1つですね。

それから、校区外の通学者、通学者じゃなか、に行っていっしやる、通学をしていっしやる生徒さんですけど、一律にお金を渡すというふうなお話になっていたと思うんですね、給食費として。最初はその学校で給食があつてるところのみは給食費をお渡ししましょうという話だったけど、最終的には、そしたら、弁当を持っていっている人と学校で給食があるところの差が出るから不公平じゃないかということになって、同じように、平等にというふうな話になったと私は記憶をしております。ところが、今の回答でも17名の人が申請をして、ミルクと言われたかな、今。そういう部分で、その学校に応じたものでやっておりますと、人数も17件申請がありましたって来てるけど、毎年小学校から、小学校も、まあ、1年生のとき入ってこない子もいるんですけど、私立に行つてですね。小学校在籍してて、中学校に行つて、よその学校に行つたら、大体人数の把握できますよね。大体10名以下の子がよその学校に今現状として行つてるじゃないですか。そうすると、たった17名じゃないと思うんですね。だから、その辺がちょっと違うんじゃないかなと思つて実は質問をしたところなんです。だから、17名の把握じゃなくてもっといっしやると思うんですけど、その辺の対応はどうされていますか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

漆原議員から2点御質問をいただきました。

お祝い給食、行事食の3,000千円の使い方については、行事食の12回ではないんではないかということの御趣旨だと思います。私ども教育委員会といたしましても、その点、議員皆様から御意見も賜りまして、通常の月の中での前後する行事食については、通常の食材費の中での前後で賄うことができるということで検討いたしました。そして、今回予算いただいておりました3,000千円については、学校の卒業の全学年、全生徒へ向けた給食。それから、地産地消ということで、今回は天衝米という地元の御飯を2週間提供させていただきました。さらに、もう一つ計画をしておりました。年3回、1回当たり1,000千円予算ということで、行事食ということで計画を変更というか、計画変更で進めさせていただいております。

次に、校区外の対応につきましてでございますが、学齢簿をもとに把握をしています。まだ申請をしていただいていない方がおります。その方につきましては、学校及び直接保護者の方へこの制度の御案内ということで取り組ませていただいております。さらに、御指摘いただきましたお弁当への対応のことなんですけど、以前の答弁の中では、今回、学校給食費への補助ということで提案をさせていただいておりますので、現在、平成29年度につきましては、学校給食に対する補助ということで、先ほど御案内いたしました完全給食の方、また、ミルク給食に係る予算について補助をさせていただいているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今聞いてますと、話が変わっていますよね。いつの時点で変わったか知りませんが、そ

ういう報告は受けてないんですけど、この協議をするときにそこで結構もめたじゃないですか、不公平であるということで。変わったのも私たちは知らされていませんよね、全く。運営の使い方は自分たちだって言われると何とも言えないかもしれませんが、最初のそういうやりとりの中でこの無償化が決定したわけじゃないですか、1つずつ問題点を潰していってですね。それをどう思っていますかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

お弁当への補助ということで漆原議員からの質問をいただいたということで確認、記憶はしております。その後、教育長の答弁の中で、今回については学校給食費への補助ということで考えているということで答弁しているというふうに承知をしています。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

ちょっと記憶がありませんので、後で見せていただこうかなと思います。

そういうふうにしてですね、皆さんにお知らせしたりですよ、町民の人にこういうふうになっていますよって流れを、私たちも同じように、今回は初日からですね、話が違うってなりましたけど、そして皆さんそういう話をしてるわけですよ。で、部分的に違う。どうなったってなってきたらやっぱり問題だろうと思いますので、その辺はね、決まって変更するんであれば、やはりきちんとね、了解をとらなくてはいけないのかな。通ったから、通った後はいいよという問題じゃないと思いますよ。同じ同僚議員もまた質問もしてましたけれども、きょうもですね。だから、そういうところで保護者、学校ですね、とかもちゃんと教育委員会と連携をしないとかなからいろんな話が飛び交って大変なことになっているんじゃないですか、いろんな意味で。そこはしっかりしていただかないと困りますよ。これは確認しないとできませんので、これは飛ばしていきますけど、それと同時に、もう一つですね、事務補を設けて、1人ですね、入れて、仕入れ、納品、伝票チェックをしますということになっていましたけど、予算というのはぼんと計上してあるけれども、子供って休んだり、長期欠席したりいろいろありますよね。その日々のチェックってすごく大変だろうと思うんですよ。それから、納品業務から全部をね、正直言って1人で賄えるだけで、前回、給食センターがあったときもですよ、1人でしてあったけど、集計業務で役場職員の人がね、以前はずっとやってあったのを覚えてあると思いますよ。だけど、そういうときもすごく大変だったんですよ。で、この人は、1人入れますと言ったんだけど、常勤なのか、多分臨時じゃないかなと思ったりもするんだけど、そういうのでそこまで負荷をかけていいのかなというのが1つですね。

それともう一つ、もう時間がないんで簡単にいきますよ。それで、あとは食材の納入ですね、この食材の納入というのに関しても、以前は学校給食運営委員会の中で協議して、入札、どこに落ちました、今回はどこですよ、同じような業種があると回りばんこでしますよとい

うのが結構ありました。ですね。そういう中で、今回はどこですよって決まったのを給食だよりとかで、ちゃんと今のお肉はどこですよというのを報告をされてました。だから、そういうのが今現在やられているのかどうか、それだけお聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

2点御質問いただきました。

まず、会計に係る職員ということで、今年度から事務補を臨時職員ということで小学校の事務室のほうにおります。これは臨時職員ですが、勤務時間体系は月に20日の終日ですね、8時間の20日間ということで勤務をしております。確かに業務はですね、毎日のチェックから大変だと思います。管理栄養士、それから臨時の栄養士、そして、その事務補、3人でですね、伝票のチェックということで手続をしているところでございます。

もう一つ、御質問いただきました給食だよりの中で、契約、今の納入業者、食材の納入業者さんの御案内ということですが、確かに年度当初にそういうお便りの中に御案内をしてなかったと思います。今後、また給食だよりを出すときに、そういうPRといえますか、そういう情報の、流すということも努めていきたいというふうに、そして連携をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○5番（漆原悦子君）

時間がありませんので、急ぎ足でお願いします。

今現在、給食が提供されてますが、途中ですね、保護者の要望等で入学したらその翌日から保護者は働いているんで、お昼を食べないで帰っていますよね。そうすると、食事を与えてはいけないので、食事まで食べさせて帰してくださいということがあって、ずっとですね、そういうのが、1年生も入学式の翌日から食べて、食事を食べて帰るというふうなことが実施されてたんですが、これがどうも聞いてたらなくなっているようなんで、何でそれがなくなったのか。今、特に共稼ぎの人が多いので、学童は確かにありますけど、その辺がもしですね、預かれてたらお弁当を持たせてあるのか。要望で実施されてたのが何で知らない間になくなってるのか、それはどう思っているのか、それだけ答えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

学校給食の日には年に190日というふうに学校のほうで決まっております。その中で、その入学式のときの扱い方、また、4月の学期初めのときの扱い方について学校のほうで取り決められておりました。で、教育委員会のほうからそれを指示するということでは立場にはありませんでしたので、若干把握をしていなかった、そういうふうに決まりましたということでは来ておりましたので、そこについては学校と確認をして、また、保護者の皆様の望む方向でまた協議をさせていただければと思います。

○5番（漆原悦子君）

子育てする中でですね、お昼ってすごく大事な、食事はですね。働いている人がですよ、

子供が1週間ないし2週間食事がなければ、前は家庭訪問ぐらいまではなかったんじゃないかなと思うんですよ。だから、何とかしてくださいというお願いで実施されてて、それが知らない間にまたなくなっているんで、前はあったのに何でないのって、じゃ、その間は保護者は全部休まなくちゃだめなんですよね。か、学童にお願いするのか、どちらかですよ。ところが、学童保育もそのときで早く午前から2時間かちょっとして帰るから、やられてるものか、その辺もですね。大体午後2時以降からというのを聞いてましたので、お休みされてるんじゃないかなと思うんで、そういうのはきちんと取り組んでいかないと、定住促進、住みやすいまちづくりって言ってPRをしてても、その辺で負担がかかると、みんないいところ行っちゃいますよね。しっかりとそれは協議していい方向に持って行ってくださることをお願いしてこの項を終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変貴重な御意見ありがとうございました。引き続き議論しながら進めていきたいと思えます。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

質問事項4、ふるさと納税について、質問要旨、平成29年度から窓口変更で流れ、チェック、返礼品の現状はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、質問事項の4、ふるさと納税について、要旨の1、平成29年度から窓口変更で流れ、チェック、返礼品の現状はについて答弁をしたいと思います。

御質疑の内容につきましては、ふるさと納税業務の受託者について平成28年度から平成29年度において変更がございまして、これに伴って業務の流れやチェックがどのようになっているかというお尋ねかと受けとめております。このことにつきましては、お手元に資料を配付しております。ふるさと納税の業務等についてという資料をごらんいただければと思います。

まず1番目としまして、ふるさと納税の業務委託でございます。これにつきましては、平成28年度においては、民間事業者である株式会社ジッパーに委託をしております。それから、平成29年度においては、国が国策として各地域においてDMOを設立し、そこに予算や権限を付与し、さまざまな事業主体や地域資源を絡めた一体的な取り組みにより、地域のもうかる仕組みを構築すべきとしていることを受け、一般社団法人起立工商協会に委託をしております。契約の相手方が変わったことによって業務の流れやチェックについて特段の変更はございませんで、平成29年度におきましても従前どおり町が作成した業務仕様書やマニュアル等に従って業務が進められており、定期的に提出をされる報告書等に基づいてチェックを

行っております。

続いて、2番目といたしまして、返礼品の調達及び配送でございます。平成28年度は町が各返礼品事業者と個別に物品売買契約を締結して返礼品の調達及び寄附者への配送を行ってまいりました。ところが、返礼品事業者や返礼品の数が増加するにつれて、町における契約支出事務が増加をいたしまして、増大いたしまして、他業務への影響の懸念が出てまいりましたので、平成29年度は町が一般社団法人起立工商協会と契約をし、同協会において各返礼品事業者から調達を行い、集約することで町の業務効率化を図ったところでございます。返礼品の配送状況等のチェック体制について特段の変更はなく、従前どおりふるさと納税管理システム等によってチェックを行っております。

最後に、3番目といたしまして、返礼品についてでございます。人気の品といたしましては、従来からの牛肉やお米に加えまして、平成29年度につきましては、ウナギやイチゴにも申し込みが集まっております。一方で、平成29年4月の総務省通知を受けまして、高額な製品の取り扱いをやめたことなどにより、寄附単価が低下するとともに、このところの運送各社の値上げによるコストの上昇が課題となっているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

流れはほとんど変わってないということでしたけれども、町の業務の効率化を図りましたと。それと、日本版DMOですかね、それを使うことでPRも兼ねてということだろうと思えますけれども、全部起立さんをお願いしたということですが、配送とかですよ、昨年も実は、昨年2月にも質問してるんですけど、昨年2月のときには配送状況の確認等は町でやっているということでした。今現在ですね、それは町でやられているのか。そして、起立工商さんの持ち分というのかな、仕事量というのがすごく膨大ですよ、いろんな意味で。魅力発信の拠点づくりの事業の委託とかの部分もされて、PRもしてあるし、商品開発にも、推進にも携わっておりますし、いろんなところでたくさん携わってあつてですね、以前ふるさと納税をするときも40億円を基準でしたから、5億円ふえるたびに4,100千円ずつですね、人件費じゃないけど渡します、加えていきますという話もあつたと思うんですよ、ジッパーさんのときに。だから、その辺とかはまだ残っているのか。そうすると、すごいそういう金額ってまたふえていくじゃないですか。だから、その辺はどうなってるのか、その2つですね。

それと、今、起立さんをお願いをしてあつて、業者さんをお願いしてある、みんなですね、そこで全部集約されているということなんですが、以前は町で全部選定からされてたけど大変だから起立さんをお願いしましたってなってますけど、そういう中で、いろんな業者さん、全部起立さんで集約してあるんですけども、そういう方がずっと今、別館でもお仕事をされています。名前はもう変わってますけどね。前はジッパーさんだったところが起立工商

協会さんという、あの名前になってやってありますけれども、そういう方たちが町のいろんなところで作業をしてあります。ですね。そうすると、きのうからいろいろ出てましたけど、そういうことにより、町民の人が何でと思うんじゃないのかなと。私たちは別にですね、きちっとされてれば別に構わないんだけど、そういうところできのうもちょっと質問が出てたようにわからない部分があると。で、逆にですね、あっ、そうですよって言ったほうがかえってやりやすいのかなと思うんですけど、その3つをちょっと教えてください。

○町長（武廣勇平君）

御質疑は3点ございまして、3点目について私から答弁申し上げ、一、二点目については室長から答弁申し上げたいと思います。

こう考えていただければいいんですが、町の業務を行っていただいているのは、別にその委託している業者さんは、御指摘の業者さんだけでなくさまざまいらっしゃいます。その方々が事業をどこの場所でやろうが、その事業者の判断だと思っております。もちろん、町として地区の区長さんが困惑されていることに対してはしっかりと説明する必要があるということであれば説明をさせていただきますけれども、例えば、給食業務ですね、これも学校給食を教育委員会が展開し委託をしているわけですけども、これを地区の皆様方にしっかりお話を事前に説明をしているかということ、そこはございませんし、委託の部分で言うと、さまざまな委託業務もございまして。その都度、例えば、庁舎の守衛さん、これも業者に委託をしているわけでありまして。駐車場の確保についてもですね、別にそれ料金をいただいているわけではございませんし、地元の区長さんにきょうからこの業者さんに委託をしますので、出入りがありますということを報告しているわけではございません。今言われたのは庁舎内ですね、建物内の話ですが、建物外の業者もございまして。ですから、必要性があればその都度対応するというのが普通の流れじゃないかなというふうに私は思います。ですから、区長さんから御意見があったということで議員から御指摘いただきまして、私のところまでまだ届いてませんけれども、そういうお声があれば、どういう趣旨でどのぐらいの業務をですね、どの時間帯にやるという説明をしていきたいと考えております。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました、まず1点目といたしまして、返礼品の配送状況等のチェックは町でやっているかという御質問でございました。これにつきましては、先ほどの答弁の中でも触れましたように、ふるさと納税の管理システムを導入しておりまして、そのシステムの中で配送状況をチェックできますので、これは受託業者もそうですし、また、町のほうでもそれはシステムの中の情報を閲覧できますので、それによってチェックを行っておりますし、また、月に1回、返礼品の代金の請求がございまして。そこに明細も当然添付をしていただいておりますので、そうしたものでチェックをしております。

それから2番目といたしまして、起立工商協会への要するに業務委託の金額であるとか、

あるいは返礼品の場合は物品売買契約でございますが、そうした契約の金額が多いがという御懸念だと思います。確かに金額は多いんですが、起立工商協会はDMOの候補団体として、DMO、日本版DMOということでこれから発展をしていかれると思いますが、DMOという組織の位置づけは多様な主体、事業者を含めて、そうした多様な主体と連携を構築して観光、また、ふるさと納税の中でも特にPRを進めていくという組織でございますので、起立工商協会だけで業務を実施していくのではなく、多様な主体と連携をとっていかれておりますので、その点は余り心配をしております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

配送状況の確認は従来のおりかというのは、先ほど顧客管理のシステムでちゃんと双方で町と業者さんと全部ですね、管理ができますということを報告してありましたので、それは心配しなかったんですけども、見てあるかなと思ったんですけど、その中に明細書のチェックとかも全部入ってましたよね、去年は。そういう中で、今回それを書いてなくて、起立さんの委託の業務委託の中に、支払い業務とかそういうのが入ってなかったんですよ、ここのところね。だから、それは町でしてあるのか、報償費として向こうに一旦契約でしてありましたから、それも含めて起立さんでやってあるのかなという確認でした。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

ふるさと納税の業務委託におきましては、返礼品に関しては、返礼品の企画や提案について委託をしております。ですから、毎月の報告書の中ではどういった返礼品を企画、提案したのかということについては報告いただいておりますので、そうしたところは委託契約の中でチェックをしております。

もう一つ、返礼品の配送状況については、こちらは返礼品の調達及び配送契約の中ですので、これは町としてお願いしたお礼の品がきちっと配送されているかということのチェックは、これは先ほど申し上げましたように、システムの配送状況のところでもチェックをしたり、また、毎月の請求の折に添付をされております明細においてチェックをしているものでございます。

支払いにつきましては、これは委託料ではなくて、返礼品の調達及び配送の契約、これは物品売買契約でございますが、その中で町が起立工商協会のほうに代金をお支払いをしているということでございます。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

起立工商協会さんのほうで取りまとめ、窓口から支払いまでずっと一貫してやっていらっしゃる、選定からですね、協議をしながらでしょうけれども、やってらっしゃるということです。

私たちが一番心配したのは、業務がですね、聞いている限りでいろんなところで出てくるので、業務がすごく起立さんのほうが多いんじゃないのかなという懸念をしてたんです。そして、事務所がどのどのというわけじゃなくて、その場所が多分狭いだろうと思うので、いろんなところを借りて今現在やってあるので、業者さんにしろいろいろですね、やってあるので、その辺が町民から見たらちょっと気になるのかなということだったんですよ。そのやってはいけないじゃなくて、何で、例えば、起立工商さんが業者さんのひとり、前お願いしとったジッパーさんが起立工商って名前が変わって別館にいらっしゃいますけど、そのほかにまた出向いて宛名書きかなんかやられたりとか、ずっとやってあっているいろんなお話が来ているわけじゃないですか、地域のほうからですね。だから、その辺がちょっとですね、私たちも何で、そういうところでなくてもいろんなところがあるんじゃないのかな。業者さんのことですから関係ありませんけど、公的な場所でやってらっしゃることに何でかなという違和感を覚えただけです。だから、もちろん契約はちゃんとやってあるとは思いますが、そういう中で、皆さんが何でというふうな、町民の人がですね、思うところがあるからちょっとお尋ねしただけです。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと私どもの説明が不足していて、起立工商協会がジッパーに名前が変わったわけがありませんで、起立工商協会という社団法人DMO法人ができて、そこに委託をし、起立工商協会が各種事業者と連携して、町の委託業務であるふるさと納税業務を受けているということであります。起立工商協会としては事務所が点在するわけがありませんで、別館2階に拠点として設けておられると。

なぜ公共施設でなくて民間の施設なのかということのお尋ねでしたかな。（「公共施設を含めて」と呼ぶ者あり）公共施設を含めた、公共施設を含めるのは当たり前のことで、やはり町のふるさと納税業務というのは町が委託する業務でございますので、この点は公共的な取り扱いを私どもはしていただきたいと思っています。やはり個人情報も含まれますし、公共施設をまず第一義的に当たるわけです。そのうちですね、公共施設で対応できないということであれば、準公共的な、公共的なですね、場所を当たっていくということになるんじゃないかなと思いますけれども。

○5番（漆原悦子君）

わかりました。ふるさと納税は町の仕事である、寄附金の調達とかいろいろですね、町の業務に関しているから公共施設も利用するんだというふうにとりました。ところが、そこは公共施設であってもですね、何というのかな、そこには今、既存で働いてらっしゃる方がいるわけですよ、既存で働いてらっしゃる方がそこ、場所を使って公共施設であっても。やっぱりそこに何らかの影響がなければいいんだけど、私たち町民、町民の人とかたまに行く人から見たら、そこにしなくてもねというふうな、やっぱりそれは人それぞれの考え方で

しょうけれども、そういう懸念があったからですね、ちょっとどういう趣旨でそういう場を使ってあるのかなって思っただけですので、先ほどふるさと納税は町の業務であるので、そこを使っていますと言われればそこまでだろうと思いますので、そういうふうにお答えしたいと思います。

それと、今、先ほど言ったように、日本版DMOの事業もしてありますし、商品開発にも携わってありますけれども、そういう中ですよ、いろんなところに携わってあるので、大変だろうとは思いますが、そういう商品をつくってあるだけけれども、そこからまた頼んであるわけじゃないですか。そうすると、そういう商品に至っても吉野ヶ里の麦米とかには商品あるんだけど、上峰の道の駅にはないとかですね、私たちが知らない商品があったりするじゃないですか。その辺は、やはり地域のものなので、地域で開発されたものだから、地域の人、住民の人たちが目の届くところでも販売をされたり、そういうのをされたほうがいいのではないのかなというお願いです。

○町長（武廣勇平君）

まず御質疑の1点目の、その部屋のことについてはですね、登録上、申請上あいている施設があったものですからお願いをいたしました。もちろんその土地改良区さんが使われていることを言われているのかなと、話を聞きながら、違いますか。（「違います」と呼ぶ者あり）あいているスペースについてですね、なるべくこの公共的な場所で、かつマイナンバーとか個人情報も扱いますので、今スペースとしてあいているところを利用させていただいたということでございます。ちょっと私の勘違いだったみたいですが。

もう一点目の、より町民の皆さんの目の届くところにその商品を置いたらどうかというお尋ねにつきましては、そのとおりだと思います。産直との連携ができていないのはなぜなのかちょっと私わかりませんが、たしか事業者さんとの連携をする上で、年に2回ぐらい連携会議をされていると聞いておりますので、室長のほうからその旨、議員からの御指摘があったということをお伝えいただくようお願いしたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

これで5番漆原悦子議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次に進みます。

日程第3 議案第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3．議案審議。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

質疑はないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第3号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第3号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第4号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案審議。

議案第4号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第5号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6. 議案審議。

議案第5号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第6号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第6号 上峰町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第7号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 議案審議。

議案第7号 上峰町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第13号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9. 議案審議。

議案第13号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

16ページですね、款の6. 保健事業費、項. 保健事業費、目は疾病予防費ですね、13. 委託料の特定健診受診勧奨委託料というのを、この委託料の事業委託内容と委託先がわかれば教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

事業内容と委託先ということでございますけれども、ここの中にはですね、特定健診受診勧奨委託料1,500千円に関してのお問い合わせかというふうに思っておりますけれども、一般会計で申します健康インセンティブ事業に関して、運動面と栄養面の2本柱で構成しております。運動面のほうを申し上げますと、これにつきましては、かねてからの若年世代からの運動習慣の定着化、それと将来的な医療介護給付費の適正化に資するものという考えでございます。今回予算のほうに、一般会計のほうにもありますけれども、特会にも盛り込んでいますところがございます。一部国庫補助対象になるものがありますので、対象者を3つに分けて予算構成を行っております。この国保対象分につきましては国庫補助の対象になるものでございます。

まず、国民健康保険の被保険者につきましては、国保特会にて予算をここで上げております。40歳から64歳の被用者保険の方につきましては、一般会計の健康増進担当相当のところ計上しております。65歳以上の介護保険被保険者につきましては、一般会計の介護保険担当のほうで計上しているというすみ分けを行っているところでございます。

事業スキームに関しましては、特定健診や、がん検診など、各種健診を受診された方にクーポン券を発行いたしまして、町内のフィットネスジムで運動できる仕組みを構築していく考えです。結果的に医療・介護給付費の適正化に加えまして、受診りょうの向上にも資する事業かというふうを考えております。また、これは保険者努力支援制度にも合致した内容になっているものでございます。

あと栄養面のほうにつきましては、今現在も既にもうクーポンを発行しているかというふうに思っておりますけれども、特定健診を受診された方に日本高血圧学会などが推奨いたします減塩食品等を中心に健康意識を普及向上できるような食品と引きかえができるクーポンを発行することでインセンティブを付与していこうという考えのものでございます。これにつきましては、12月議会のほうで国保特会での予算計上に対して議決をいただいております。本年度は3月にクーポンを発送している状況でございます。なお、今回は減塩しょうゆと柿の種をセットにしたものを引きかえできるようにしているところでございます。

また、委託先のほうなんですけれども、このちょっと運動面につきましては、町内のフィットネス事業者、今2事業者のほうと予算の議決をいただいた後に本格的に協議をしていこうというふうに思っている状況でございます。栄養のほうにつきましては委託契約を既に行っておりまして、イオン上峰店さんのほうと契約を結ばさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

事業の内容についても詳しく教えていただいたんですが、私なりにちょっと調査をしてみますとですね、これは上峰ジムの関係でちょっと資料をもらってきたんですが、入会金が5千円、月会費が男性で6,200円、女性5,200円、中高生と65歳以上は3千円、小学生が2千円と、ビジターが1,200円。

これは私の考えなんですけど、例えばビジターでですね、二、三回行って、これはやっぱり自分としても続けたほうがいいなというステップアップを組むような方式をぜひ検討していただいたらどうかというふうには考えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御提案ありがとうございます。初回のインセンティブという形で動機づけという部分に対してですね、今回、補助的なものもあるものでございますので、そこをどの程度の回数を見込んでいくかというのは、初回でもありますので、状況を見ながら、予算をいただいている範囲内の中でですね、実際クーポンを配った後の状況とか感触を見ながらですね、いろいろ感じたところで、また今年度に生かしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○2番（吉田 豊君）

ぜひですね、やはり景気づけでやってもらって、最終的には、継続は力なりという言葉がありますように、やはりそれを仮に40代から続けていけば60代で20年間ですね。そうすると、けさのテレビでもちょっと報道があっていたんですが、健康寿命という表現を初めて使われたんですね。その中身を聞きよったら、介護保険を適用されていないような健康な老人、そういう方が、日本全国一が山梨県だったんですね。佐賀県が男性で35位、女性が22位。だから、参考までに調べていただけるとわかる思うんですが、多分、介護保険とかなんとかでは相当の差が出てるんだろうというふうに思うわけですね。

だから、できたら、先ほども言いましたように、ステップアップをして長く続けられるような、例えば入会費についたり、月会費についても若干の助成金を出してでも継続していただけるようなシステムをぜひ構築していただきたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

いろいろなアプローチの方法がありますんで、議員がおっしゃるやり方も確かに一つのアプローチの方法かというふうに認識しているところでございます。やっていく中でですね、いろいろ検討させていただきたいなというふうに思っております。

また、ちょっと今2事業所ですね、ちょっとアプローチをというふうに思っておりますので、その経営方針とかですね、あとは料金の設定とか、全てが一緒じゃないというふうに思っておりますので、そこで差異も当然生じるものというふうに思っております。そういったところの整合性も鑑みながらですね、事業執行に当たっていききたいと、このように考えております。ありがとうございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

この健康保険関係につきましては、さきのころからですね、新聞紙上等では増額になるような話がずっと来とったわけでありましたが、最終的には少しだけは上がるだろうというふうな新聞報道が最後になされておったわけですが、いよいよ最終的に新年度の上峰町の健康保険関係についてはどういうふうに決着したものか、ひとつ教えてもらいたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

健康保険税の税率に関しての御質疑かというふうに思っております。補足説明の中でも私がちよっと簡単に申し上げたものですから、詳しく説明していなかったなと思って今ちょっと反省しているところでございますけれども、上峰町におきましては、今回の標準保険税率の改定の中、さまざまな議論を進めて、最終的に得た結論といたしましては、現行と据え置きという形で決定しております。

他市町の状況、県内の状況からしますと、これも既に新聞報道では出ているかと思ってお

りますけれども、20市町ございまして、ちょっと特定はできませんけれども、8の団体が上げると、税率改定をしないというのが12団体あられるというふうにちょっと聞いております。また、東部の地域、佐賀市より東側ではですね、2市が上げて、あとほかの市町につきましては据え置きというような形でも聞いております。

以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第14号

○議長（寺崎太彦君）

日程第10. 議案審議。

議案第14号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（大川隆城君）

この後期高齢関係もですね、少し前まではその健康保険と一緒に県のほうでという話がたしか出とったような気がしているんですけども、その辺いかがですかね。これから先、この後期高齢関係がどういう方向に行くかというのがわかれば教えてもらいたいと思いますが。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

これに関しましては、一時期、国のほうの政権交代があった際にですね、いろいろそういった議論があったかというふうに思っておりますけれども、今、私どもが覚知している情報の中では、現在広域連合のほうで運営をしておりますけれども、当面このままいくのだろうというふうに認識をしているところでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第15号

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 議案審議。

議案第15号 平成30年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第16号

○議長（寺崎太彦君）

日程第12. 議案審議。

議案第16号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

今現在、町内あちこち結構農転が進んでですね、住宅用地になるというふうなことでされている部分がありますし、今現在ももう既に結構アパートとかなんとかあちこちできております。そういうことを思うとですね、この処理施設の今言う能力関係も当然関係してくる、機能強化をずっと密集してくるところにはしなくちゃならないんじゃないかということも考えられるわけですね。ですから、その辺ある程度、先の状況を考えて対応をしていく必要もあるんじゃないかと思うわけですが、その辺について担当課としてはどのように見通しをつけられ考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからの御質疑ですが、宅地化に進んで処理場の能力的なものがどうかということの御質疑かと思っておりますが、まず前牟田処理場、坊所処理場、この2地区に関しましては機能強化事業を過去に行っておりまして、ある程度の人口増を見越したところで処理槽の設定を行っております。今現在のところ、この2地区に関しましては、まだ余裕がある状況でございます。

ただ、今御指摘のとおり、ほかの地区でも宅地化等が進んでおりまして、今後、近々に計画を立てていく必要はあるかと感じておるところでございます。特に切通処理場、あと三上処理場と、そういったところに関しましては宅地化が進むところであるかと認識しておりますので、そういう計画を今後立てていきたいというふうに感じております。

○8番（大川隆城君）

そういうことであります。そういうことだろうとは思っていましたが、ページのですね、8ページですかね、8ページの目の1. 事業費の13節. 委託料、この中に農業集落排水施設最適整備構想計画策定委託というのが3,300千円ほど上がっていますが、このことで先ほど言われたようなことを将来の見通しも含めて計画策定をしていかれるということですかね。

○建設課長（三好浩之君）

今こちらの予算書に上げています坊所、前牟田地区の機能診断委託料及びその下の下段の整備構想計画策定委託料でございますけれども、本町には処理区が7処理区ございます。この2地区に関しましては、過去に機能強化事業をやっていた関係で、いわゆる長寿命化計画に当たるんですけれども、こういった個別施設計画については策定をしておりませんでした。残り5地区についてはですね、過去にそういった機能診断、あと策定をもう既に終わっております。で、今回、坊所、前牟田地区を上げていますのは、27年度にですね、28年度までずれ込んだと思いますけれども、坊所処理場の機能強化事業が終わっております。それにあわせて、前牟田及び坊所の2地区について、この診断及び構想計画をやっていませんでしたので、残った2地区の分について今回その計画を立てるということで予算になっております。

○8番（大川隆城君）

先ほども言いましたようにね、もう御案内のとおり、本当に宅地化が結構進んでいます。そうすると、以前は圃場整備区域はなかなか難しいという話。農地法が変わって、その農地法が変わった後は、農地を守るということを重点的にやるから、特に圃場整備区域内の農転は結構難しいという話も聞いておりましたが、現状はそうではなく、結構進んでいます。

そこでお尋ねなんです、これはもう産業のほうを担当かと思いますが、そこでのその農転の許可をもらったりする場合には、以前は地元の区長さん、それから生産組合長さん、それぞれの同意許可をもらわんといけんというようなことがあったと思いますが、その関係は今現在も変わらないものか、それとも変わっているものか、その辺いかがでしょう、教えてください。

○産業課長（小野清人君）

従前と変わりございません。

○8番（大川隆城君）

その関係についてはですね、やっぱし、どうですか、町内全地区見て地域的にも変わりがなく、どこでも一緒。その排水同意やったかな、いろんなやつが地元の役員さんというか、立場の方の許可をもらわんといかんということやったけど、それは地域的には関係なくて、もう全町どこも一緒ということですかね、今現在も。

○産業課長（小野清人君）

今お伺いされている分は農振除外ということで考えてよろしいでしょうか。（「に関係するですね」と呼ぶ者あり）はい。農振除外については全町同じ立場でございますが、1種農地、例えば九丁分とか、ああいう最も農業を行うのに適する地域については、農振除外については非常に難しいというふうなことで私どもは考えております。坊所地区、今、大川議員言われている、非常に開発が進んでいるという坊所地区につきましては、従前どおり官公庁から300メートル以内とか、そういう条件をクリアしている2種農地でございますので、農

振が外れている箇所もあるということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今議会の議論の中で、私どもも今回初めて知ったわけなんですけど、先ほど出ました九丁分区でいろいろあっているような話も聞きましたですね。そのときにその辺の地元の皆さんの許可の関係がちょっと触れられて出ておりましたけれども、あの地、それこそ今回初めて聞いて、まだまだ詳しいことはわからないまんま聞いているわけなんですけど、あの地のことについてはどうなるものですかね、どれに該当するものか。やっぱし、今のね、言われたように、従来どおりのきちんとした地元の許可がなければならないということなのか、その辺よければ教えていただきたいと思います。これはどんなですかね、誰にお聞きすりゃいいやろうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員の御質疑の件については、公有水面の許可でのことでしょうか。同意書の件ということであればそのことだと思いますけど。

○8番（大川隆城君）

私がそういったのは、そういう細かいところは知らなくて、ここで出たのは九丁分のかの地のことというふうに聞いていったもんだから、何のことかわからんまんま、ちょっといろいろですね、あっているような話を聞くもんですから、ちょっとよければと思って質問しております。

○建設課長（三好浩之君）

今、大川議員のほうから御質疑の同意書の件でございますけれども、今まで私どものほうで、建設課のほうで所管しております公有水面と、あと法定外公共物等の占用許可等、そういったものに関しまして、道路占用と、いろいろ許可事項がありますけれども、それに関しまして同意書というのを添付と、地元のですね、区長さんの同意書ということで今までやってきた経緯がございます。

今回ちょっといろいろ問題等ありまして、そこに関しましては今後同意書を必要しないと。県内、今調査をやっておりますけれども、とっているところ、もしくは、ほとんどの市町がとられていますけれども、絶対条件ではないということで、後日添付とか、そういった形でやられているところもあるようでございます。調査を進めながらですね、そういった方向で検討していきたいということで考えております。

○町長（武廣勇平君）

これはですね、同意書を添付するかどうかということではなく、同意書が、結局その同意書がなければ申請できないというような形になっているかどうかの問題だというふうに思っております。これについては、ちょっと町としての考え方をちゃんと整理した上でですね、

また皆様方にお伝えをする機会があればお伝えをしていきたいと思っておりますので、今整理をさせていただいております。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

今、大川議員さんの関連でございますが、1種農地、2種農地、青地、白地というようなこともございます。たまたま九丁分という名前が出たんで、1種農地はほかにもあると思うんですが、どことどこと1種農地、2種農地というのはですね、あると思うんで、お知らせをいただきたい。

○産業課長（小野清人君）

私のほうで、ただいま1種農地、2種農地と申し上げましたが、どこかと言われておりますが、単純にここですというふうな回答ができませんので、大字前牟田地区神北より南側は1種農地と、農振農用地になります。それと——ちょっと間違っただけを言うのもいけませんので、後もって御説明したいと思います。

○7番（吉富 隆君）

もう一点でございますが、非常に難しい問題等々もございますが、法的縛りがあるわけでございますが、じゃ、1種農地で行政がこの地域に何かを誘致したいといったときも許可は難しいんですか。

○産業課長（小野清人君）

その点につきましては私の所管外ではございますが、事業認定、官公庁が行う事業に県のほうから事業認定をいただければ、それについては区域、農振農用地の計画を変更することは可能かというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常にですね、町長も活発な行動をされる方で、いろいろな事業展開、議員の皆さんからも企業誘致等々の話があつておりますので、今後そういった問題が起きるであろうと予測はされます。そういったときにですね、本当に神北線から南が1種農地だから、じゃ、上は2種農地だからできないということは僕はないと思っています。行政がすればできるんです、これは。農振と転用はまた違いますけれども、いろいろな問題等含みがある、そういったことをですね、今後も議会とも協議しながらですね、やっぱり企業誘致というのはぜひやっていただきたいと僕は思っているんでね、そういったことも含めたところで、産業課長ね、後で教えてくれんですか。ですね。そういうことでよろしく願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

後で資料をお願いいたします。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

3ページの使用料関係ですけれども、現在の加入率ですかね、下水の加入率はどうなっているかということをお伺いします。

○建設課長（三好浩之君）

前年度の決算ベースで今数字が出ておりますので、そちらのほうでよろしいでしょうか。前年度決算ベースでいきますと91.2%、これは住民登録人口に対する供用人口ということでの率になります。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

加入率というのはですね、やはりもうちょっと上げてもらわなきゃならないということをお思いますので、いわゆる加入促進の手だてですね、これをどういうふうにしておられるのかということと、さらに宅地内への下水のつなぎ込みの率というのはわかりますかね。

○建設課長（三好浩之君）

先ほど申しました91.2%というのがつなぎ込みの率でございます。下水につなぎ込んでいます率でございます、要するに、申し込みをされている方というのは100%ですね、現在ある世帯としては全部加入申し込みはされています。ただ、つなぎ込みをされていない方が9%程度あるということでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

通常はですね、いわゆる町道から宅地内の加入をされることがまず第一義ですよね。それから、加入はしたけれども、いわゆる台所の雑排水なりトイレ等々へのつなぎ込みがされていない家庭があられるということは、これが91.2%ということですか。それで、下水の加入は100%あると、100%と。つなぎ込みのみが91.2%ということですかね。（発言する者あり）いや、私はね、下水道、いわゆる町道から、幹線から、宅地内に加入すれば、あれはつくわけですよね、取水口というか。それにまだ加入してない方がいるんじゃないかなんかという思いがあったもんですからちょっと聞いているんですけど、それはもう100%ということですかね。

○建設課長（三好浩之君）

済みません。まず、加入率100%と申しましたけれども、確かに数件ほどつなげられていない方がございます。実際、数える程度ですけれども、三、四件程度ではないかと思えます。

加入促進ということでもございましたけれども、あと浄化槽をつけてある、そういったつな

ぎ込み率ですね、つなぎ込み率が91.2%ですけれども、これに対するその下水道へのつなぎ込みの加入促進等につきましては、今現在、浄化槽でやってある方とか、あと建てかえを計画してあるとか、そういった方ですとつなぎ込みをされてない方もあります。あと、その家屋が空き家であったりとか、遠くで固定資産を持ってある方とか、そういった方にあつては、つなぎ込みをまだちゅうちょされているという方もございます。

そういった状況でございますので、加入促進に関しましては、事業当初からそういった方に関してお話を続けてあつたんですけれども、いまだにそういった状況で、なされていない方も数件あるということで御理解いただければと思います。

○4番（碓 勝征君）

いわゆる新築をされてですね、合併浄化槽をね、設置しておるその家庭がおられると思うわけですよ。その生活、いや、合併浄化槽の寿命というのが結構あると思いますので、町からの下水についてはワンクッション置いて加入していないというケースもあると思うわけですよ。だから、そこら付近が受益者の方の判断でしょうから、下水道事業を推進していくためには、やはり最終的には御加入をいただくということが第一義だと思いますので、そこら付近をちょっと感じたもんですから。わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第19号

○議長（寺崎太彦君）

日程第13. 議案審議。

議案第19号 上峰町監査委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この監査委員さんの選任についてでございますが、きょう追加議案として上程をされております。その中には住所、氏名、生年月日等々は明記がされておりますが、非常に大事なこのポジションだと思うんで、もし、もしですよ、できれば履歴等々が御披瀝ができればお願いしたい。

○総務課長（江崎文男君）

今回、議案第19号で上峰町監査委員の選任ということで、中尾正秀様を今回選任をお願いする件でございます。

中尾様につきましては、県職員として従事され、平成22年の3月末で定年退職。最終的な

部署につきましては、監査委員事務局監査官ということで定年退職をされておられます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

中尾正秀さんにつきましては、履歴については理解をしたところでございます。大変すばらしい人材だと思っておりますし、67歳ぐらいの年齢ですから、一番意見も言える方だろうと。そして、経験も豊富なんで、いい監査委員さんができたことをですね、喜んでいるところでございます。理解をいたしました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第20号

○議長（寺崎太彦君）

日程第14. 議案審議。

議案第20号 上峰町教育長の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第21号

○議長（寺崎太彦君）

日程第15. 議案審議。

議案第21号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

済みません、この方についても先ほどと同様によろしければ履歴を教えてくださいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

平川様につきましても最終的なものということで、平成27年3月に佐賀市立金泉中学校校長として定年退職をされておられます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第16 諮問第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第16. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

日程第17 発議第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第17. 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、発議第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって3月15日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、3月15日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時19分 散会